

プロフィットシェアリングの考え方

1 プロフィットシェアリングの対象

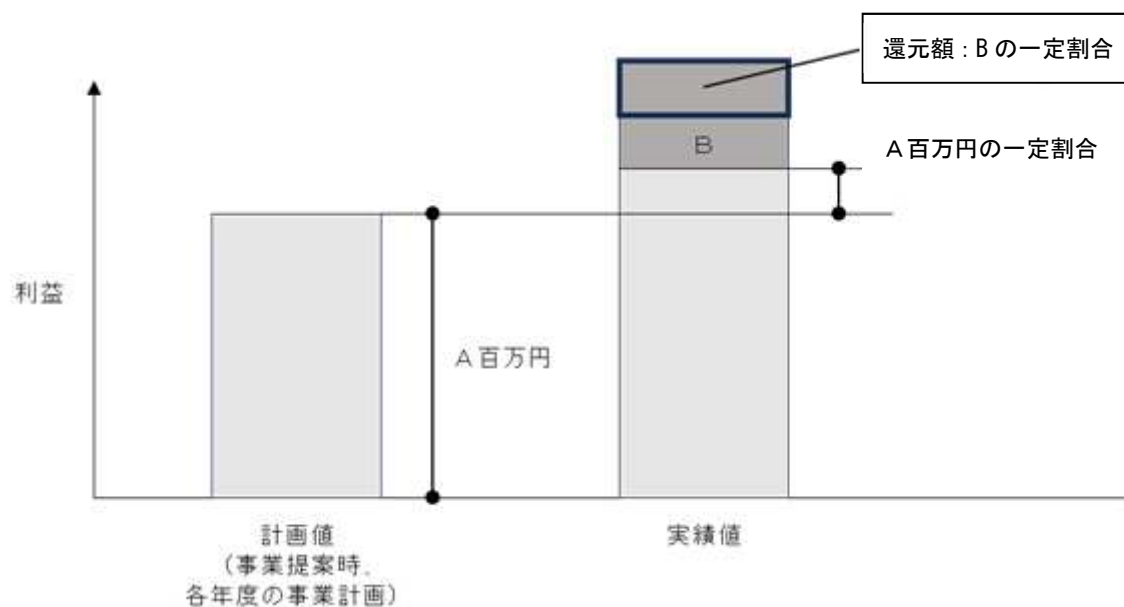
公募設置等指針に定める「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業」による利益

2 プロフィットシェアリングの考え方

1) プロフィットシェアリングの適用条件

本事業におけるプロフィットシェアリングは、事業者の提案を基に県と事業者とで協議のうえ適用条件等を決定するものとするが、毎事業年度、プロフィットシェアリングの対象が所定の条件（以下は例示）を満たした場合に適用するものとする。

図表 プロフィットシェアにおける還元額の考え方



※毎事業年度の実際の利益（税引前当期利益）が事業提案時の利益（税引前当期利益）を上回る場合については、差額が事業提案時の利益（税引前/当期利益）の一定割合の範囲内であれば事業者に帰属し、それを超える部分の一定割合については県に支払うものとする。